

治験に関わる経費の消費税率の適用について

平成26年4月からの消費税法改正に伴い、新規契約治験の経費は新税率での適用とし、既に契約中の治験に関わる経費の消費税率の適用については、以下の通りとします。

1. 税法改正前に請求が行われる事項に関しては、手続きが完了しているものとし、特段の対応（消費税率の差分の請求等）は行わないものとする。

2. 税法改正後に請求が行われる場合であっても、請求対象が改正前に発生していた事象については、変更前の消費税率で請求金額を算定するものとする。

（年度途中で消費税率の変更があった場合も同様の考え方とする。）

【固定費の例】

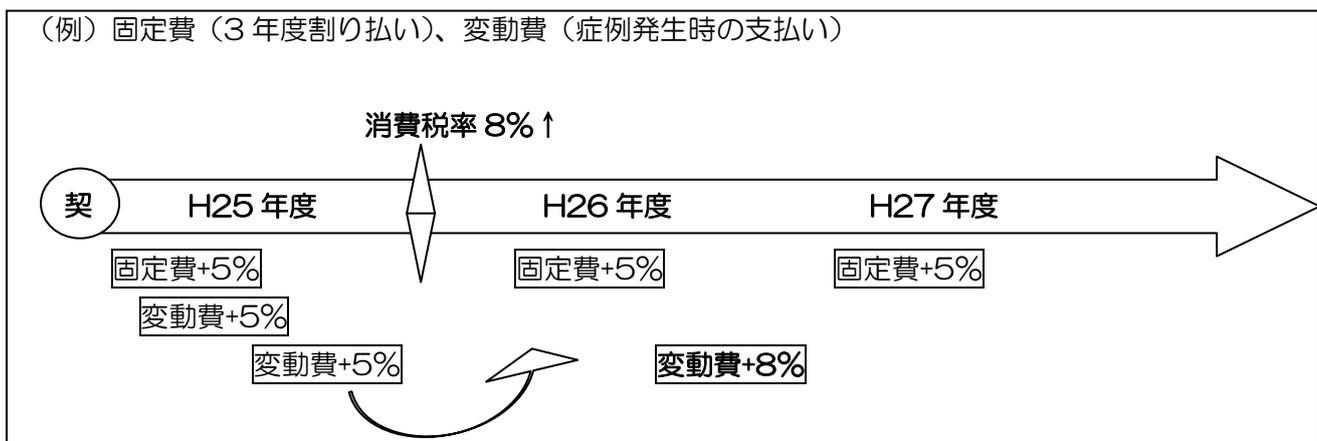
平成25年度までの固定費を平成26年度に入ってから請求する場合は、消費税率は5%として請求金額を算出する。（年度分割払いも含む）

【変動費の例】

平成25年度までに組み入れられた被験者*の変動費を平成26年度に入ってから請求する場合は、消費税率は5%として請求金額を算出する。

* 被験者の組入時期は、治験実施契約書での組入れの考え方と同一とします。

（例）固定費（3年度割り払い）、変動費（症例発生時の支払い）



3. 先に掲げる事項について、異なった対応及び補足を行う場合、並びに別途覚書が必要な場合は、治験実施契約書の覚書を作成するものとする。